

法制問題小委員会報告書（案）に対する意見書

記

（私的使用目的の複製の見直しについて）

- 1．私的複製と契約との関係について、契約により複製の回数等が制限されている場合などに、その契約（いわゆるオーバーライド）は有効であると解すべきかについては、契約自体は有効であると考ええる。

著作権の制限規定を強行法規と解するか任意法規と解するかについては、当該著作権制限規定の趣旨・目的に照らして個別に解釈されるべき問題であるが、私的録音録画を中心とする私的複製に関しては、公益的見地からの権利制限というよりも、権利者に及ぼす損失の程度と円滑な著作物利用との比較衡量の見地から、一定の範囲の権利制限を認めるものである。このような第30条の趣旨・目的に照らすならば、契約当事者間において、個別に私的複製の範囲を合意している場合には（いわゆるシュリンク・ラップ契約を含む趣旨ではない）、これを無効とすべき理由はないというべきである。

- 2．私的複製と著作権保護技術との関係については、著作権保護技術は、それにより複製可能な範囲が制限されるものであるが、複製可能な範囲内の私的複製については、第30条第1項柱書に定める私的複製の枠内にあるものとして位置づけられると基本的には考えられる。

但し、著作権保護技術が施されている場合に、これを回避する行為によって可能となった複製を、その事実を知りながら行うことは、明文上許されないが（30条1項2号）、同条項の趣旨は、著作権保護技術が施されている場合には、かかる回避行為を伴わない限り常に私的複製を認める趣旨であるとまでは解することができない。

したがって、著作権保護技術との関係において複製可能な範囲内の複製についても、それが「私的複製」に該当するか否かは、なお個別に判断されるべき事柄である。

- 3．私的複製の内、私的録音録画については、大量かつ広範に行われている現状を考えると、著作権保護技術の普及・適用状況やそのような保護技術を前提とした契約の存在を踏まえるとしても、現在の私的録音録画補償金制度が

対象とする範囲などについて、その範囲を縮小する方向で見直す状況にはないと考える。むしろ、ハードディスク内蔵型録音機器等や汎用機器・記録媒体についても、その利用実態に照らし、私的録音録画補償金制度の中で権利処理が図られるような制度の見直しをすべきである。

4．なお、私的録音録画補償金小委員会における検討に当たっては、次の考え方が配慮されることを望みたい。

(1) 日本の法制では、私的録音録画補償金の支払義務者は機器・記録媒体の購入者（消費者）であり、製造業者が協力義務を負うが、外国では、報酬請求権を定める国は製造業者が支払義務者である。例えば、1965年に世界で最初に報酬請求権制度を導入したドイツは、製造業者は消費者と共同責任を負う立場にあり、消費者と同様利用者であるという基本理念に立っている。

(2) 報酬請求権制度は権利者と利用者の利益調整であるが、この場合、利用者には消費者と製造業者の両方が含まれている。著作物・実演等がなければ、機器・記録媒体は商品価値をもち得ず、又、逆に機器・記録媒体がなければ著作物・実演の市場的広がりはない。従って、報酬請求権制度は実質的に製造業者と権利者の利益調整であるという基本姿勢に立って、製造業者の「協力義務とは何か」が問われなければならない。

(3) 製造業者が私的録音録画に関して、著作物等の利用者であり共同責任者であることからすれば、私的録音録画に使用される可能性をもつハードディスク内蔵型録音機器等、又汎用機器・記録媒体は当然に報酬請求権の対象となり、製造業者は私的録音録画の可能性の程度に応じた支払い義務を負わなければならない。

5．違法複製物等の扱いについては、違法複製物等を私的複製としてダウンロードすることについて、私的複製の範囲から明文で除外する必要があると考える。違法複製物等を私的複製としてダウンロードすることを違法として規制しないならば、違法な複製行為を助長し、著作権者の利益を害するおそれがあるとともに、許諾を受けて複製する者の利益をも害するおそれがあるからである。

以上